

町・県民税と所得税の申告

2月1日から順次受付開始

平成30年度町・県民税（兼国民健康保険税）と平成29年分所得税の申告受付を、左記日程表のとおり行います。

対象地域は、実際に居住している地域ではなく、住民登録をされている地域となりますので、該当する日程で申告してください。ただし、指定された会場でも受け付けます。

なお、受付期間中は役場税務課の窓口では申告を受け付けることが出来ませんので、申告会場へお越しください。

■申告が必要な方

原則として、平成30年1月1日現在で山田町に住所がある全体的方が申告しなければなりません。29年中に収入が無かった方も、収入が無かった旨の申告が必要です。

■申告の必要がない方

例外として、次の方は申告の必要はありません。

- ①平成29年中の所得が給与だけで、勤務先で年末調整をした方
- ②税務署に確定申告書の提出をする方
- ③1月30日までに簡易申告を行った方
- ④平成29年中の収入が年金だけ

で、65歳未満で年金収入が98万円以下または、65歳以上で年金収入が148万円以下の方

⑤平成11年4月2日以降に生まれた方で、平成29年中に収入が無かった方

■受付時間など

▽受付時間 午前8時～11時半、午後1時～3時
※申告の開始時間は午前8時半です。

※午前中に受け付けをした場合でも、混み具合によっては午後の申告開始となる場合がありますのでご了承ください。

■申告の際に必要なもの

- ・収入や経費、各種控除などに関する書類
- ・マイナンバーが確認できるもの（通知カードなど）
- ・本人確認用証明書（健康保険証など）

※詳しくは広報やまだ1月1日号をご覧ください。

◆問い合わせ 町税務課町民税係

（☎82-3111）内線111、112へどうぞ。

◆受付日程

月 日	対象地域	会 場
2月1日(木)	白山・石峠	豊間根生活改善センター
2日(金)	勝山・八千代	
5日(月)	田名部・新田・上豊間根	
6日(火)	曾根・内構・羽々の下・島田・長内	
7日(水)	上下野・下下野・福土・馬鞍・船石・那智畑・繋・豊間根地区の仮設住宅入居者	
9日(金)	田の浜1～8行政区	船越防災センター
13日(火)	田の浜9～17行政区	
14日(水)	船越1～7行政区	
15日(木)	船越8～13行政区	
16日(金)	船越14～21行政区	
19日(月)	大浦全域	町中央公民館(小ホール)
21日(水)	袴田・川向・新開地	
22日(木)	山谷・上条・中条	
23日(金)	下条・浜川目	
26日(月)	森・上・森が丘	
27日(火)	細浦・跡浜	
28日(水)	礼堂・中野・猿神・馬指野・白石・田子の木・落合・外山	
3月1日(木)	関谷・関口・内野	
2日(金)	長崎一丁目・二丁目	
5日(月)	長崎三丁目・四丁目	
6日(火)	飯岡第2～10地割	
7日(水)	柳沢・沢田	
8日(木)	北浜町	
9日(金)	境田町・飯岡第1地割	
12日(月)	川向町	
13日(火)	中央町	
14日(水)	八幡町	
15日(木)	後染町・飯岡第13地割	

※表の対象地域は、実際に居住している地域ではなく、住民登録をしている地区のことです（豊間根地区仮設住宅入居者を対象とした申告受付は例外です）。

